品川区教育委員会の教育目標および基本方針

平成２４年１月１１日　教育委員会決定

教　育　目　標

品川区教育委員会は、すべての区民が心身ともに健康で知性と感性に富み、生きがいのある生活を営めるよう、以下の教育目標を定める。

◎　差別意識や偏見のない地域社会を創造するために、すべての区民が人権について正しく理解し、これを尊重する態度を身に付ける。
◎　子どもたちが自主・自律の志を持ち、自信に満ちた人生を創造するために必要な基礎学力や教養を身に付ける。
◎　学校・家庭・地域社会が、教育の担い手としてそれぞれの役割と責任を果たし、相互補完しながら青少年の健全育成に努める。
◎　区民が、伝統文化を継承・発展させながら、豊かな人格を形成し、その成果を社会に還元する。

基　本　方　針

品川区教育委員会は、品川区長期基本計画および『教育目標』を踏まえ、以下の基本方針に基づき、総合的に教育施策を実施する。

１　人間尊重の社会を築く

（１）　区民が人権意識を培い、同和問題をはじめ女性、高齢者、障害のある人など、あらゆる人権課題の正しい理解と認識を深めるよう学習機会の充実に努める。
（２）　区民が他国の文化や人種・民族、国際協力、人道・平和などについて理解を深めるよう教育活動を推進する。
（３）　非行やいじめ、不登校など様々な問題行動を未然に防ぎ、児童・生徒間の良好な人間関係を形成するために、教職員が児童・生徒との信頼関係を構築し、一人ひとりの人権を尊重する教育を推進する。

２　小中一貫教育を推進し、質の高い義務教育を実現する

（１）　各小・中学校は義務教育９年間を見通した教育目標を定め、一貫性のある義務教育を計画し、実施する。
（２）　学習内容、指導方法ならびに指導体制を工夫・改善し、児童・生徒の基礎学力の定着と個性の伸長を図る。
（３）　市民科学習を確実に実施し、児童・生徒が自らの在り方や生き方を探求するとともに、社会の一員として生きていくための資質、能力、意欲を育てる。
（４）　小学校からの英語教育を充実させ、国際社会に対応できる実践的なコミュニケーション能力の基礎を培う。
（５）　障害のある児童・生徒が生活や学習上の困難を克服し、自らが進路を選択できるよう、９年間を見通した特別支援教育を展開する。

３　就学前教育と義務教育との連携を強化し、滑らかな接続を実現する

（１）　保幼小ジョイント期カリキュラム「しっかり学ぶしながわっこ」に基づいた保育・教育活動を実践し、就学前教育と小学校教育との接続期における指導の充実を図る。
（２）　小学校入学前の幼児と児童の交流活動、指導者の合同研修などにより、子どもの成長・発達の課題について保幼小の関係者の共通理解を深め、指導力を高める。
（３）　幼児の基本的な生活習慣や学びの芽生えは家庭を基盤とすることから、保護者の役割の重要性を啓発し、幼稚園・保育園との協同実践を展開する。

４　学校・家庭・地域社会の連携を強化する

（１）　学校・家庭・地域社会がそれぞれの責任と役割を自覚し、連携の場と機会を充実する。
（２）　地域住民の参画を得て、学校外の人材を活用した多様な学習活動を展開するとともに、保護者をはじめ学校、地域が一体となって児童・生徒の健全育成に向けた活動・組織づくりを進める。
（３）　学校・家庭・地域社会が協力して、児童・生徒の安全を確保する活動を展開する。
（４）　ＩＴ化の進展に対応し、有害環境から児童・生徒を守るため、「携帯電話しながわアクション」の趣旨に基づき、保護者をはじめとする関係者への啓発活動、学校・家庭・地域における情報モラル教育を推進する。

５　伝統・文化の継承と読書環境の向上に努める

（１）　区民の伝統と文化を尊重する精神を育むとともに、新しい文化の創造に資するために、伝統と文化遺産を継承し、文化財の保護・活用に努める。
（２）　図書館資料の充実、施設環境の整備、課題解決機能の充実などにより地域の情報拠点としての図書館づくりを進める。
（３）　「品川区子ども読書活動推進計画」を確実に実行し、学校・家庭・地域社会と図書館が連携して読書活動の充実･支援を図る。
（４）　区立図書館は、学校図書館の機能充実と利用促進を図るため、環境整備を行い、各学校の主体的な学習活動を支援する。

この目標は、平成２４年４月１日から適用する。